**阿南町森林整備計画**

計画期間 自　令和　５年４月　１日

至　令和１５年３月３１日

**長 野 県**

**阿　南　町**

市町村位置図

阿　南　町





|  |  |
| --- | --- |
| **目　　　　　　次****Ⅰ　基本的事項**１　森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(1)　地域の概況　(2)　森林・林業の現状　(3)　森林・林業の課題２　森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(1)　地域の目指すべき森林資源の姿　(2)　計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと３　森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**Ⅱ　森林の整備**　第1　森林の立木竹の伐採（間伐を除く）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　１　樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　３　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　第２　造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　１　人工造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　　(1)　対象樹種　　　　(2)　方法　　　　(3)　伐採跡地の人工造林をすべき期間　　　２　天然更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　　(1)　対象樹種　　　　(2)　方法　　　　(3)　伐採跡地の天然更新をすべき期間　　　３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　４　森林法第10条の９第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　　(1)　造林の対象樹種　　　　(2)　生育し得る最大の立木の本数　　　５　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　　　第３　間伐及び保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　　１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　　(1)　主要樹種別の間伐を実施すべき林齢　　　　(2)　間伐の標準的な方法　　　２　保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　３　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　第４　公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・　　　　(1)　水源養機能維持増進森林　　　　(2)　山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林　　　２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　　(1)　区域の設定　　　　(2)　森林施業の方法　第５　委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・・・・・　　　２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・・　　　３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　４　森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　第６　森林施業の共同化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　１　森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　第７　作業路網その他の森林整備に必要な施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム・・・・・・・・・　　　２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　３　作業路網の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　(1)　基幹路網　　　　(2)　細部路網　第８　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　１　林業に従事する者の養成及び確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　３　林産物の利用促進のために必要な施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**Ⅲ　森林の保護**　第１　鳥獣害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・・・・・・1. 区域の設定
2. 鳥獣害の防止方法

　　　２　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護・・・・・・・・・・・・・・・・１　森林病害虫の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３　林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・・・・・・・・・・**Ⅳ　森林の保健機能の増進**１　保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法・・・３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**Ⅴ　その他森林の整備に必要な事項**１　森林経営計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２　生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３　森林整備を通じた地域振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４　森林の総合利用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５　住民参加による森林の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６　森林経営管理制度に基づく事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　　【計画策定の経過】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**Ⅵ　参考資料**１　人口及び就業構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２　土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３　森林転用面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４　森林資源の現況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５　市町村における林業の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６　林産物の生産概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７　森林経営管理制度による経営管理権の設定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 頁１６８９９９１１１２１２１４１７１７１７１８１８１９２０２０２０２１２６２６２６２６２７２７２７２７２８２８２８２８２８３０３０３１３１３２３２３２３２３２３３３３３３３４３４３４３５３５３５３６３６３６３７３８３９３９３９４０４０４０４０ |

**Ⅰ　基本的事項**

**１　森林整備の現状と課題**

(1)　地域の概況

 ◇位 置（阿南町役場）

東経　137゜48′58" 　　北緯　35゜19′24"　　 海抜　507m

◇面 積

123.07k㎡（東西 15.5km、南北 18.2km）

◇土地の地目別面積＜令和４年１月1日現在＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | その他 |
| 　　4.01k㎡ | 　　3.31k㎡ | 　　1.78k㎡ | 105.41k㎡ | 　8.56　k㎡ |

◇気 象 (令和４年中、長野県飯田地域気象観測所)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 平均気圧 | 気温 | 年間総降水量 | 風速平均 | 湿度平均 |
| 平均 | 最高 | 最低 |
| 953.2hpa (現地気圧) | 13.4℃ | 37.3℃ | －8.8℃ | 1,478㎜ | 2.3m/s | 72% |

　　 ◇地形・地質

阿南町は、本州の中央に位置する南アルプスと中央アルプスに挟まれた、太平洋に注　　 ぐ天竜川の右岸にあり、長野県の最南端である下伊那郡の南部にあり、東海地方に向け開かれた位置にあります。

東は、天竜川を隔てて泰阜村、西は、阿智村・平谷村・売木村、南は天龍村と、愛知県豊根村、北は下條村と接し、東西15.5km、南北18.2km、総面積は約123.07k㎡の町です。

　 町の主要道路は飯田市と愛知県豊橋市を結ぶ国道151号で、古くは遠州街道と呼ばれ、町の真ん中を南北に縦断しています。新野地区で売木村や天龍村へ通じる国道418号と交差しています。

　 標高は、315mから1,664mにおよび、起伏の多い傾斜地に56の集落が点在する山間地域です。天竜川流域には第三起層が広く分布し、サメの歯に代表される化石が産出されています。

(2)　森林・林業の現状

①　地域の森林資源

阿南町の森林面積は10,541haで、総面積の85％を占めています。民有林面積は10,258haで、そのうちヒノキを主体とした人工林の面積は4,672haであり人工林率は45％となっています。人工林は50年生以上の林分が7割を占めており、今後、現状に合った森林施業を適正に実施していくことが重要です。

**【人天別森林資源表】**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：面積ha、蓄積ｍ3

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 民国別 | 資源量 | 人工林 | 天然生林 | 合計 |
| 針葉樹 | 広葉樹 | 計 | 針葉樹 | 広葉樹 | 未立木地等 | 計 | 針葉樹 | 広葉樹 | 未立木地等 | 計 |
| 民有林 | 面積 | 4,645.78 | 25.31 | 4,671.09 | 748.83 | 4,549.19 | 288.14 | 5,586.16 | 5,394.61 | 4,574.50 | 288.14 | 10,257.25 |
| 蓄積 | 1,205,165 | 1,684 | 1,206,849 | 188,755 | 523,272 |  | 712,027 | 1,393,920 | 524,956 |  | 1,918,876 |
| 国有林 | 面積 | 236.84 | 6.24 | 243.08 |  |  | 40.29 | 40.29 | 236.84 | 6.24 | 40.29 | 283.37 |
| 蓄積 | 36,059 | 1,281 | 37,340 |  |  |  |  | 36,059 | 1,281 |  | 37,340 |
| 合 計 | 面積 | 4,882.62 | 31.55 | 4,914.17 | 748.83 | 4,549.19 | 328.43 | 5,626.45 | 5,631.45 | 4,580.74 | 328.43 | 10,540.62 |
| 蓄積 | 1,241,224 | 2,965 | 1,244,189 | 188,755 | 523,272 |  | 712,027 | 1,429,979 | 526,237 |  | 1,956,216 |

注）　「未立木地等」は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

**【民有林の樹種別構成表】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 樹種 | 面積（ha） | 蓄積（ｍ3） |
|  | 比率 | 計画区内比率 |  | 比率 | 計画区内比率 |
| アカマツ | 1,376.39 | 13.81% | 3% | 332,919 | 17.35% | 3% |
| カラマツ | 214.08 | 2.15% | 0% | 60,329 | 3.14% | 0% |
| スギ | 826.57 | 8.29% | 6% | 299,437 | 15.60% | 6% |
| ヒノキ | 2,895.44 | 29.04% | 9% | 683,634 | 35.63% | 9% |
| その他針 | 82.13 | 0.82% | 1% | 17,601 | 0.92% | 1% |
| 広葉樹 | 4,574.50 | 45.89% | 5% | 524,956 | 27.36% | 6% |
| 計 | 9,969.11 | 100% | - | 1,918,876 | 100% | - |

注）　「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。　「計画区内比率」は、伊那谷地域森林計画区内の樹種ごとに占める割合です。

**【人工林・天然林別の齢級別構成グラフ】**

②　森林の所有形態

民有林の所有形態は、公有林が5.60％、私有林が94.40％となっています。

個人有林の規模は１戸あたり4.24haで県平均の倍ですが、その内訳は１ha以下の　零細所有者が全体の半分を占めています。

**【民有林の所有形態】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所有形態別 | 面 積 | 蓄 積 |
| ha | 割合 | m3 | 割合 |
| 公有林 | 県 | 177.87 | 1.73％ | 26,193 | 1.37％ |
| 市町村 | 396.30 | 3.86％ | 100,071 | 5.22％ |
| 計 | 574.17 | 5.60％ | 126,264 | 6.58％ |
| 私有林 | 集落有林 | 112.83 | 1.10％ | 21,967 | 1.14％ |
| 団体有林 | 1,434.35 | 13.98％ | 231,616 | 12.07％ |
| 個人有林 | 7,183.58 | 70.03％ | 1,367,466 | 71.26％ |
| その他 | 952.32 | 9.28％ | 171,563 | 8.94％ |
| 計 | 9,683.08 | 94.40％ | 1,792,612 | 93.42％ |
| 合 計 | 10,257.25 | 100％ | 1,918,876 | 100％ |

③　林業労働の現状

　　　令和４年度末の林業事業体は、森林組合が２組合あります。林業機械の配備を進めてきましたが、森林施業の合理化のためには高性能林業機械の導入が不可欠です。

**【事業体別林業従事者数(令和３年度末)】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 組合・事業者数 | 従業者数（人） | 備　　考 |
| 森林組合 | 2 | 154 | 飯伊森林組合和合森林組合 |
| 素材生産業 | 2 | 2 |  |
| 合　計 | 4 | 156 |  |

**【林業機械等設置状況（令和３年度末）】** 単位：台数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 機　　械　　名 | 会社 | 森林組合 | 個人 | その他 | 計 |
| 索道ｾｯﾄ | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 集材機 | 0 | 14 | 0 | 0 | 14 |
| リモコンウインチ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自走式搬器 | 0 | 14 | 0 | 0 | 14 |
| 運材車 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ホイールトラクタ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 樹木・竹粉砕機 | 0 | 3 | 0 | 1 | 4 |
| 動力枝打ち機 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| フェラーバンチャ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| プロセッサ | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| グラップルソー | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ハーベスタ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| フォワーダ | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| タワーヤーダ | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| スイングヤーダ | 0 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| 合　計 | 2 | 42 | 0 | 0 | 44 |
|  | （※森林組合は和合森林組合と飯伊森林組合全体の数量） |

④　林内路網の整備状況

　　　　阿南町の林道は22路線、延長62.2kmで、すべて管理主体は阿南町です。

　　　引き続き森林施業を推進していくためには、林道や作業道等林内路網の整備が極めて重要です。

**【路網整備状況（令和３年度末）】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 路　　線　　数 | 延　　　　長 | 密　　　度 |
|  | うち舗装 |
| 基幹路網 | 林　　　道 | 22 路線　 | 62.2 km　 | 35.7 km　 | 6.1 ｍ/ha |
| 林業専用道 | 0 路線　 | 0 km　 | km　 | 0 ｍ/ha |
| 森林作業道 | 96 路線　 | 47.5 km　 | km　 | 4.6 ｍ/ha |
| 合計 | 　　118 路線　 | 109.7 km　 | 35.7 km　 | 10.7 ｍ/ha |

　 ⑤　保安林の配備、治山事業の実施状況

　　　　老朽化した治山施設の機能強化を図り、下記事業を実施します。

**【保安林配備状況】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保　　安　　林　　種 | 面　　　積 | 民有林に占める割合 |
| 水源かん養保安林 | 1,538.18ha | 15.00％ |
| 土砂流出防備保安林 | 1,888.79ha | 18.41％ |
| 土砂崩壊防備保安林 | 26.53ha | 0.26％ |
| 防風保安林 | ha | ％ |
| 水害防備保安林 | ha | ％ |
| 干害防備保安林 | 56.52ha | 0.55％ |
| 落石防止保安林 | 1.22ha | 0.01％ |
| 保健保安林 | 51.26ha | 0.50％ |
| 風致保安林 | 2.39ha | 0.02％ |
| 合　　　計 | 3,564.88ha | 34.75％ |

長野県林務部森林づくり推進課業務資料（令和4年9月1日現在）

　⑥　地域の取り組み状況

　　　 阿南町では阿南町特用林産振興会を設置し、原木シイタケ栽培の技術の向上や技術の伝承を行えるように活動しています。阿南町特用林産振興会では毎年乾しシイタケ品評会を開催し、品評会に出品されたシイタケは飯伊地区の乾しシイタケ品評会でも高い評価を受けています。

　　　　新野小学校では次代を担う子どもたちが森林づくりや木材利用の重要性を理解できるよう、みどりの少年団活動を行っています。

　(3)　森林・林業の課題

木材価格の低迷により林家の森林整備意欲が低下し、自発的な森林施業が進まない状態が続くと考えられます。町内の水源涵養や地形が急峻で土砂流失防止などの公益的機能の維持向上が必要な林分においても、充分な保育施業が行き届かない状況となっているため、今後もコスト縮減のための施業集約化を進め間伐を中心とした保育施業の推進が必要となっています。

また、一方で林道など路網が整備され、優良な木材生産が可能な森林については、木材資源の安定供給に向けて主伐再造林を進める必要があります。

当町では原木シイタケ栽培が盛んで、乾しいたけは町の特産品になっています。今後は高品質の原木きのこ生産を継続するための高い技術力の伝承や、原木の安定供給体制の整備が重要です。

　　　町全体では住民の高齢化や集落の過疎化が進んでおり、道路沿線の立木の手入れが遅れ、倒木などによる通行止めやライフラインの寸断等が懸念され、特に主要なライフライン沿線の土砂流失防止機能の高度発揮が必要な森林の維持管理が大きな課題となっています。

更に中長期的には林業の採算性を向上させるため、低質材の利用拡大や木材資源の地域内循環を進めることが求められています。

**２　森林整備の基本方針**

(1)　地域の目指すべき森林資源の姿

　　 地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、伊那谷地域森林計画の「【表2-1】　森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

 **【森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 森林の有する機能 | 森林整備及び保全の基本方針 | 望ましい森林の姿 |
| 水源養 | 県民生活に必要な良質な水の安定供給を確保する観点から、次の施業を基本とする。①林内が暗く下層植生の乏しい森林は、林内の光環境の改善による下層植生の生育促進と樹木の根を発達させるため、間伐を実施する。②健全な森林土壌の維持のため、適切な保育・間伐を実施する。③不成績造林地は、植栽により浅根性と新根性の樹種を組み合わせて配置し、森林土壌の粗大空隙を発達促進させる。④主伐による裸地は、早期に縮小及び分散を図る。⑤奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を実施する。なお、利水施設等重要な水源の上流の森林は、水源かん養保安林への指定、市町村における公的管理を推進する。 | ①粗大孔隙の大きな森林土壌を持つ森林②階層構造が発達し、他樹種が混交する森林③齢級の高い森林④林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林 |
| 山地災害防止/土壌保全 | 災害に強い県土を形成する観点から、「災害に強い森林づくり指針」（森林の土砂災害防止機能に関する検討委員会編）に即した施業を基本とする。施設整備等が必要な森林は、保安林に指定し治山事業による整備を推進する。 | ①根系が広く深く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林②樹冠が適度にうっ閉している森林③林床が下層植生や落葉落枝 |
| 快適環境形成 | 地域の快適な生活環境を保全する観点から、次の施業を基本とする。①樹種の多様性を増進する施業。②着葉量を維持するための適切な保育・間伐等快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。 | ①樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高い森林②諸被害に対する抵抗性が高い森林 |
| 保健・レクリエーション | 県民に憩いと学びの場を提供する観点から、広葉樹等多様な樹種の導入を図る。保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。 | ①多様な樹種等からなり、自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林②必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林 |
| 文　　化 | 潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を実施する。風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。 | ①史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林②必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林 |
| 生物多様性保全 | 森林生態系の不確実性を踏まえ、様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された森林を目指す。森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。 | ①原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林②陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林 |
| 木材生産機能維持増進 | 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林及び間伐等の森林整備を実施するとともに、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。その上で、地域の木材集積施設や木材加工施設、信州F・POWERプロジェクトによる木材加工施設等への原木供給体制を整備する。「長野県林内路網整備指針」に基づき、林道や作業路等の整備を積極的に進める。 | 木材需要側の要望に応えられる、森林経営計画の樹立、路網整備などが進められ、木材の供給体制の整った森林 |

　　注）全国森林計画の「第１表　森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」と併せたものをそれぞれの

方針とします。

(2)　計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

　　　全域で水源養機能を重視した森林整備を行います。新野地区ではさらに、木材生産機能や景観に配慮した森林整備を行います。

　 ア 多面的機能を発揮できる森林づくり

適切な森林整備や計画的な森林資源の利用を進め、公益的機能のうち重視される機能に応じた効率的な森林づくりを推進します。

林業事業体が実施する国県補助事業への嵩上げ補助による森林整備を促進するとともに、必要な林道等の機能維持と安全通行の確保を図ります。

森林税活用事業である「みんなで支える里山整備事業」については、防災・減災の観点から山地災害の危険性が高い個所を優先的に整備します。

イ 持続的な森林経営の推進

森林所有者や林地境界に関する情報を整理した林地台帳を整備することで、森林施業の集約化を促進します。

計画的な間伐の推進と木材搬出による持続可能な森林経営を実現するため、路網の整備と共に高性能林業機械の導入を進め、作業効率の改善や生産性の向上による林業の低コスト化を図ります。

ウ 森林整備の理解の促進

将来の森林保全を担う子供たちや企業などに森林体験の機会を設け、森林整備への理解を深めます。

　　　エ 森林整備の推進

　　　　　　林齢の高く生産性の高い森林を中心に主伐再造林を進め、林齢の標準化を図るとともに、森林経営の効率化と森林管理の適正化を推進します。

　　　　　　整備等に関して、森林環境譲与税等を活用し、適切な森林運営を行います。

　　　オ 特用林産物の生産増強

特用林産物生産者の社会的地位向上のため、阿南町特用林産振興会等を通じて多くの人に特用林産物に触れてもらう機会を作ります。

**３　森林施業の合理化に関する基本方針**

森林管理署、県、町、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

**Ⅱ　森林の整備**

**第１　森林の立木竹の伐採（間伐を除く）**

伊那谷地域森林計画で定める指針に基づき、伐採に関する事項を以下のとおり定めます。

　１　樹種別の立木の標準伐期齢

　標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

　　　　なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐）の時期に関する指標として定める

ものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

**【樹種ごとの標準伐期齢等】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 樹　　　種 | 標準伐期齢 | 伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢 | 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢 |
| 針　　葉　　樹 | カラマツ | ４０年 | ５０年以上 | おおむね８０年以上 |
| アカマツ | ４０年 | ５０年以上 | おおむね８０年以上 |
| ヒノキ | ４５年 | ５５年以上 | おおむね９０年以上 |
| スギ | ４０年 | ５０年以上 | おおむね８０年以上 |
| その他針葉樹 | ６０年 | ７０年以上 | おおむね１２０年以上 |
| 広　　葉　　樹 | クヌギ | １５年 | ２５年以上 | おおむね３０年以上 |
| ナラ類 | ２０年 | ３０年以上 | おおむね４０年以上 |
| ブナ | ７０年 | ８０年以上 | おおむね１４０年以上 |
| その他広葉樹 | ２０年 | ３０年以上 | おおむね４０年以上 |

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めたうえで伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の育成状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

主伐方法の選択にあたっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

**【主伐の区分】**

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 主 伐 の 方 法 の 内 容 |
| 皆　　伐 | 　択伐以外のもの。 |
| 択　　伐 | 　伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。　なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が30％以下の択伐をいう。（伐採後の造林を人工植栽による場合は、40％以下の択伐率。） |

**【主伐の留意事項】**

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 留　意　事　項 |
| 共通事項 | 1. 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅（20ｍ以上）を確保する。
2. 立地条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。
3. 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。
4. 伐採後の更新が天然更新により行われる場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮すること。
5. 伐採後の更新がぼう芽更新により行われる場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこと。
6. 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。
 |
| 皆　　伐 | 1. 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。
2. 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20haを超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。
3. 隣接する伐採跡地との間には、幅20ｍ以上（周辺森林の成木が20ｍを超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。
4. ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。
5. 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から20ｍ程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。

　　　河川、渓流沿いの水辺環境、耕作地　　　人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道 |
| 択　　伐 | 1. 群状伐採にあっては、一箇所当たりの伐区面積は0.05ha未満とし、隣接する伐区との間は、20ｍ以上離れていること。
2. 帯状伐採にあっては、伐採する帯の幅は、10ｍ未満とし、隣接する伐採帯との間は、20ｍ以上離れていること。
3. 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。
 |

　　　　なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意することとします。

ア　森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ　森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ　伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとすること。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ　林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ　上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月16日付け２林整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、伊那谷地域森林計画第４の１（２）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

　３　その他

　　主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

　　　　　**【更新の確認時期】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主伐の届出 | 更新方法 | 確認時期 | 確認者 |
| 伐採及び伐採後の造林の届出書 | 人工造林 | 　伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。 | 市町村 |
| 天然更新 | 　伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。 |
| 森林経営計画に係る伐採等の届出書 | 人工造林 | 　伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。 | 認定者（県認定計画は地域振興局、市町村認定計画は市町村） |
| 天然更新 | 　伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。 |

　　注）「伐採及び伐採後の造林届出書（以下「伐採届」という。）」を提出した森林については、造林を完了した日（伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日）から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」の提出が義務付けられています。

確認方法は、「第２ 造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

　　（なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県南信州地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。）

**第２　造林**

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

　　　また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

１　人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1)　対象樹種

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 樹　　種　　名 | 備　　　　考 |
| 人工造林の対象樹種 | ス　ギ |  |
| ヒノキ |  |
| アカマツ |  |
| カラマツ |  |
| その他針葉樹 |  |
| 広葉樹 |  |

　　　　(2)　方法

　　　　　ア　人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

　　　　　　　　主要樹種の植栽本数は、下表を標準とします。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 樹　　種 | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数（本/ha） | 備　　考 |
| ス　ギ | 中庸仕立て | ３，０００本 |  |
| ヒノキ | 中庸仕立て | ３，０００本 |  |
| アカマツ | 中庸仕立て | ３，０００本 |  |
| カラマツ | 中庸仕立て | ２，３００本 |  |
| その他針葉樹 | 中庸仕立て | ３，０００本 |  |
| 広葉樹 | 中庸仕立て | ３，０００本 |  |

　　　　　注）上記本数を基準とするが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗木の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定する。

　　　　　　　　育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整する。

　　　　　イ　その他人工造林の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 標準的な方法 |
| 地拵えの方法 | 伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること。 |
| 植付けの方法 | 正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。 |
| 植栽の時期 | ４月～６月中旬までに行うものとする。 |

(3)　伐採跡地の人工造林をすべき期間

|  |  |
| --- | --- |
| 皆　　　　　伐 | 択　　　　　伐 |
| 　伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間。 | 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間。 |

２　天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地 形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

　（１）対象樹種

　天然下種更新樹種一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| バッコヤナギ（ヤナギ科） | オノエヤナギ（ヤナギ科） | その他ヤナギ類（ヤナギ科） |
| サワグルミ（クルミ科） | オニグルミ（クルミ科） | ヨグソミネバリ(ﾐｽﾞﾒ)(ｶﾊﾞﾉｷ科) |
| ウダイカンバ（カバノキ科） | シラカンバ（カバノキ科） | ダケカンバ（カバノキ科） |
| ネコシデ（カバノキ科） | ハンノキ（カバノキ科） | ケヤマハンノキ（カバノキ科） |
| コバノヤマハンノキ（カバノキ科） | ヤハズハンノキ（カバノキ科） | ミヤマハンノキ（カバノキ科） |
| ヤシャブシ（カバノキ科） | ミヤマヤシャブシ（カバノキ科） | ヒメヤシャブシ（カバノキ科） |
| アサダ（カバノキ科） | サワシバ（カバノキ科） | クマシデ（カバノキ科） |
| アカシデ（カバノキ科） | ブナ（ブナ科） | コナラ（ブナ科） |
| ミズナラ（ブナ科） | クヌギ（ブナ科） | カシワ（ブナ科） |
| クリ（ブナ科） | オヒョウ（ニレ科） | エノキ（ニレ科） |
| エゾエノキ（ニレ科） | ハルニレ（ニレ科） | ケヤキ（ニレ科） |
| フサザクラ（フサザクラ科） | カツラ（カツラ科） | ヒロハカツラ（カツラ科） |
| タムシバ（モクレン科） | コブシ（モクレン科） | ホオノキ（モクレン科） |
| カスミザクラ（バラ科） | オオヤマザクラ（バラ科） | ミヤマザクラ（バラ科） |
| ウワミズザクラ（バラ科） | イヌザクラ（バラ科） | シウリザクラ（バラ科） |
| ズミ（バラ科） | アズキナシ（バラ科） | ナナカマド（バラ科） |
| イヌエンジュ（マメ科） | キハダ（ミカン科） | イタヤカエデ（カエデ科） |
| ウリハダカエデ（カエデ科） | オオモミジ（カエデ科） | ヤマモミジ（カエデ科） |
| コミネカエデ（カエデ科） | ミネカエデ（カエデ科） | トチノキ（トチノキ科） |
| シナノキ（シナノキ科） | オオバボダイジュ（シナノキ科） | ハリギリ（ウコギ科） |
| コシアブラ（ウコギ科） | ヤマボウシ（ミズキ科） | ミズキ（ミズキ科） |
| クマノミズキ（ミズキ科） | リョウブ（リョウブ科） | コバノトネリコ（アオダモ）（モクセイ科） |
| ヤチダモ（モクセイ科） | アカマツ（マツ科） | カラマツ（マツ科） |
| キタゴヨウ（マツ科） | チョウセンゴヨウ（マツ科） | ウラジロモミ（マツ科） |
| オオシラビソ（マツ科） | トウヒ（マツ科） | コメツガ（マツ科） |
| スギ（スギ科） | ヒノキ（ヒノキ科） | サワラ（ヒノキ科） |
| ネズコ（ヒノキ科） | イチイ（イチイ科） |  |

ぼう芽更新樹種一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 樹　　種 | ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数（参考） | ぼう芽の発生するおおむねの限界根元直径（参考） |
| ぼ　う　芽　更　新　樹　種 | ミズナラ（ブナ科） | 20㎝ | 30本 | 50㎝ |
| コナラ（ブナ科） | 10㎝ | 20本 | 40㎝ |
| クリ（ブナ科） | 20㎝ | 60本 | 40㎝ |
| ホオノキ（モクレン科） | 20㎝ | 20本 | 60㎝ |
| カスミザクラ（バラ科） | 10㎝ | 20本 | 40㎝ |
| イタヤカエデ（カエデ科） | 10㎝ | 20本 | 20㎝ |
| ウリハダカエデ（カエデ科） | 10㎝ | 20本 | 40㎝ |
| ※クマシデ（カバノキ科） | 10㎝ | 10本 | 20㎝ |
| ※オオモミジ（カエデ科） | 10㎝ | 10本 | 50㎝ |
| ※コシアブラ（ウコギ科） | 10㎝ | 10本 | 30㎝ |
| ※ミズキ（ミズキ科） | 10㎝ | 10本 | 30㎝ |
| ※リョウブ（リョウブ科） | 10㎝ | 10本 | 20㎝ |

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

（平成２４年３月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）』を参考としています）

　　　　(2)　方法

　　　　　ア　天然更新の対象樹種別の期待成立本数

|  |  |
| --- | --- |
| 樹　　　　種 | 期 待 成 立 本 数 |
| 対象樹種すべて | 10,000本/ha以上 |

　　　　　イ　天然更新補助作業の標準的な方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 方　　　　法 | 内　　　　　容 |
| 天然更新 | 天然下種更新 | 天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。 |
| ぼう芽更新 | 樹種を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立するために行う者とする |
| 補助作業天然更新 | 地表処理 | ササや粗腐植の蓄積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。 |
| 天然更新補助作業 | 刈出し | ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。 |
| 植込み | 更新樹種の育成状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。 |

　　　　　ウ　その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。（必要な場合は、長野県南信州地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。）

①　更新調査の方法

　 　更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区（調査プロット）の数及び面積を設定します。

　　　なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

 a 調査区及びプロットの設定

　　　　　　　　　調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。１調査区の大きさは２(幅)×10(長さ)ｍの帯状とし、調査区内は長さ方向に５区分（2m×2m×5プロット）とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

 b 調査方法

　　　　　　　　　調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

 ｃ 調査の記録

　　　　　　　　　調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。（また、調査位置は、GPSを利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することとします。）

　　　　　　　　　なお、調査記録は、永年保存します。

②　更新の判定基準

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内　　　　容 |
| 更新すべき立木本数 | 3,000本/ha以上 |
| 稚樹高 | 競合植物の草丈との関係により、伊那谷地域森林計画書の表3-13を参考に判断する。 |
| 更新を判定する時期 | 伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。 |

③　更新成績が不良の場合の対応

　　　　　　　 更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業（刈り出し等）又は植栽を実施することとします。

　　　　(3)　伐採跡地の天然更新をすべき期間

 伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とします。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年３月30日付け23林整計第365 号林野庁森林整備部計画課長通知）の３の３－２の４により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とします。

また、ニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画することとします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 森　林　の　区　域 | 面積（ha） | 備　　　考 |
| １～８７、９０、９６～１７５林班 | 4,674.09 | 　　人工林に限る。また、アカマツ、ナラ類、クヌギ等の天然更新可能地及び優良下層木の繁茂地を除く。 |

４　森林法第10条の９第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

　　　　(1)　造林の対象樹種

　　　　　ア　人工造林の場合

　　　　　　　１の(1)によるものとします。

　　　　　イ　天然更新の場合

　　　　　　　２の(1)によるものとします。

　　　　(2)　生育し得る最大の立木の本数

　　　　　　　天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

　　 ５　その他

(1) 松くい虫の被害地域における伐採跡地の更新の方法

　 　スギ、ヒノキ、カラマツ等の造林地はそれらを植栽することとします。 また高木性の有用広葉樹、有用針葉樹が混在している林分は、それらの育成を図ります。

(2) 伐採及び伐採後の届出制度の周知徹底、及び届出書の計画に基づく適切な実施への指

導の徹底

　　　 　 伐採跡地の適切な更新を図るため、森林所有者のみならず、森林組合、林業事業体、開発業者、伐採業者にも周知徹底を図ります。

**第３　間伐及び保育**

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあっては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあっては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

　　　１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

　　　　(1)　主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 樹種 | 施業体系 | 植栽本数（本/ha） | 間伐を実施すべき標準的な林齢（年） |
| 初回 | 2回目 | 3回目 | 4回目 | 5回目 |
| カラマツ（地位級Ⅰ） | 標準 | 2,300 | 11（39%） | 16（39%） | 24（37%） | 39（38%） | 58（-%） |
| カラマツ（地位級Ⅱ） | 標準 | 2,300 | 13（39%） | 19（39%） | 29（37%） | 50（38%） | 87（-%） |
| カラマツ（地位級Ⅲ） | 標準 | 2,300 | 15（39%） | 23（39%） | 37（37%） | 76（38%） | - |
| カラマツ（地位級Ⅳ） | 標準 | 2,300 | 19（39%） | 31（39%） | 53（37%） |  | - |
| アカマツ（地位級Ⅰ） | 標準 | 3,000 | 12（33%） | 18（31%） | 24（27%） | 31（25%） | 40（25%） |
| アカマツ（地位級Ⅱ） | 標準 | 3,000 | 14（33%） | 21（31%） | 28（27%） | 37（25%） | 51（25%） |
| アカマツ（地位級Ⅲ） | 標準 | 3,000 | 15（33%） | 24（31%） | 33（27%） | 47（25%） | 75（25%） |
| アカマツ（地位級Ⅳ） | 標準 | 3,000 | 18（33%） | 29（31%） | 43（27%） | 69（25%） | - |
| アカマツ（地位級Ⅴ） | 標準 | 3,000 | 21（33%） | 38（31%） | 64（27%） | - | - |
| ヒノキ（地位級Ⅰ） | 標準 | 3,000 | 15（26%） | 19（25%） | 24（33%） | 31（20%） | 39（25%） |
| ヒノキ（地位級Ⅱ） | 標準 | 3,000 | 16（26%） | 22（25%） | 28（33%） | 37（20%） | 50（25%） |
| ヒノキ（地位級Ⅲ） | 標準 | 3,000 | 19（26%） | 25（25%） | 35（33%） | 49（20%） | 80（25%） |
| ヒノキ（地位級Ⅳ） | 標準 | 3,000 | 22（26%） | 31（25%） | 47（33%） | 67（20%） | - |
| ヒノキ（地位級Ⅴ） | 標準 | 3,000 | 27（26%） | 44（25%） | 85（33%） | - | - |
| スギ(表系)（地位級Ⅰ） | 標準 | 3,000 | 14（30%） | 18（32%） | 23（31%） | 30（33%） | 40（33%） |
| スギ(表系)（地位級Ⅱ） | 標準 | 3,000 | 16（30%） | 20（32%） | 27（31%） | 36（33%） | 51（33%） |
| スギ(表系)（地位級Ⅲ） | 標準 | 3,000 | 18（30%） | 23（32%） | 32（31%） | 46（33%） | 80（33%） |
| スギ(表系)（地位級Ⅳ） | 標準 | 3,000 | 21（30%） | 27（32%） | 41（31%） | 72（33%） | - |
| スギ(表系)（地位級Ⅴ） | 標準 | 3,000 | 25（30%） | 35（32%） | 64（31%） | - | - |
| スギ(裏系)（地位級Ⅰ） | 標準 | 3,000 | 9（26%） | 13（35%） | 18（32%） | 25（33%） | 34（34%） |
| スギ(裏系)（地位級Ⅱ） | 標準 | 3,000 | 11（26%） | 15（35%） | 22（32%） | 32（33%） | 45（34%） |
| スギ(裏系)（地位級Ⅲ） | 標準 | 3,000 | 13（26%） | 19（35%） | 29（32%） | 44（33%） | 78（34%） |
| スギ(裏系)（地位級Ⅳ） | 標準 | 3,000 | 17（26%） | 25（35%） | 42（32%） | 85（33%） | - |
| スギ(裏系)（地位級Ⅴ） | 標準 | 3,000 | 23（26%） | 39（35%） | - | - | - |

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 注）（）内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐

実施時期の間隔は、次のとおりとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 平均的な間伐間隔 |
| 標準伐期齢未満 | 10年 |
| 標準伐期齢以上 | 20年 |

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となります。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったよう

になり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ

始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が

35％以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものです。

(2)　間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うもの

とします。

また、阿南町の人工林率は県平均をやや下回っていますが、60年生以下の人工林の林分が多く占めており、間伐が十分に実施されていない状況にあることから、個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア　点状間伐

　　　　　　 初回の間伐は、不良な立木（被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など）を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

　　　　 イ　列状間伐

　　　　　　 　1列伐採、2列残存を標準とします。

　　２　保育の種類別の標準的な方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保育の種類 | 樹　種 | 実施すべき標準的な林齢及び回数 | 標準的な方法 |
| 実施時期 | 実施林齢 | 回数 |
| 下刈り | 全樹種 | （1回目）6月上旬～7月上旬（2回目）7月下旬～8月下旬 | 2年生～10年生 | 年1～2回 | ①　目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。②　つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。③　ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとすること。④　広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。⑤　作業の省力化・効率化にも留意する。 |
| 枝打ち | スギヒノキ | 11月～5月 | 11年生～30年生 | 最大8ｍまでに必要な回数 | ①　人工造林の針葉樹で実施する。②　公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。③　木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。④　将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。⑤　全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。 |
| 除伐 | 全樹種 | 5月～7月（9月～3月） | 11年生～25年生 | 1回～2回 | ①　目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。②　更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。 |
| つる切り | 全樹種 | 6月上旬～7月上旬 | 11年生～30年生 | 必要に応じて2～3回 | 　枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。 |

　　　３　その他

　　　　　該当なし

**第４　公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林**

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

　　　１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

　　　　(1)　水源養機能維持増進森林

　　　　　ア　区域の設定

　　　　　　　当該森林の区域を別表１に定めます。

　　　　　イ　森林施業の方法

　　　　　　　以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表１に定めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 区域 | 樹　　　　　　　　　　種 |
| カラマツ | アカマツ | ヒノキ | スギ | その他針葉樹 | クヌギ | ナラ類 | ブナ | その他広葉樹 |
| 水源養機能維持増進森林 | 50年 | 50年 | 55年 | 50年 | 70年 | 25年 | 30年 | 80年 | 30年 |

　　　　(2)　山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

　　　　　ア　区域の設定

　　　　　　　当該森林の区域を別表２に定めます。

　　　　　イ　森林施業の方法

　　　　　　　以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表２に定めます。

　　　　　　**【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】**

|  |  |
| --- | --- |
| 区域 | 樹　　　　　　　　　　種 |
| カラマツ | アカマツ | ヒノキ | スギ | その他針葉樹 | クヌギ | ナラ類 | ブナ | その他広葉樹 |
| アの①から④の森林 | おおむね80年 | おおむね80年 | おおむね90年 | おおむね80年 | おおむね120年 | おおむね30年 | おおむね40年 | おおむね140年 | おおむね40年 |

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

　　　　(1)　区域の設定

 当該森林の区域を別表３及び別表４に定めます。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

**【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機能区分 | 設定基準 | 設定区域 |
| 特に効率的な施業が可能な森林の区域 | 木材生産機能維持増進森林の区域のうち林小班単位で設定する | 次の①～⑤の全てに該当する森林1. 人工林が過半
2. 地位３以上の森林が過半
3. 平均傾斜が30度以下
4. 道から小班の距離が200ｍ以内
5. 制限林は除外

※その他、これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所 |

　　　　　　　なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域内における人工林の主伐後においては、原則として植栽による更新を図ることとします。

　　　　(2)　森林施業の方法

 下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

　　　　　　　なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

|  |  |
| --- | --- |
| 施業種 | 施　業　の　方　法 |
| 植　　栽 | 主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の３を乗じた本数に不足する本数を植栽する。「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則２年以内に植栽する。「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、原則２年以内に植栽する。 |
| 間　　伐 | おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35％以内の伐採とする。 |
| 主　　伐 | 林齢 | 標準伐期齢以上 |
| 伐採方法 | 　 皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。 |
| 伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70％以下の伐採とする。 |
| 伐採立木材積 | 伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(ｶﾒﾗﾙﾀｷｾ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。 |

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、主伐後には植栽による更新を行うこととします。

**【別表１】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積（ha） |
| 水源養機能維持増進森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 | 1い,1ろ,1は,1に,1ほ,2い,2ろ,2は,2に,3い,3ろ,3は,3に,3ほ,3へ,4い,4ろ,4は,4に,4ほ,5い,5ろ,5は,6い,6ろ,6は,6に,6ほ,6へ,6と,7い,7ろ,7は,7に,7ほ,7へ,7と,7ち,7り,7ぬ,8い,8ろ,9い,9ろ,9は,9に,9ほ,9へ,9と,9ち,9り,10い,10ろ,11い,11ろ,11は,11に,11ほ,11へ,11と,11ち,11り,11ぬ,12い,13い,13ろ,13は,13に,13ほ,14い,14ろ,15い,15ろ,15は,15に,16い,16ろ,16は,16に,16ほ,16へ,17い,17ろ,17は,17に,17ほ,17へ,17と,17ち,17り,18い,18ろ,18は,19い,20い,20ろ,20は,20に,20ほ,21い,21ろ,21は,22い,22ろ,22は,22に,22ほ,23い,23ろ,23は,23に\*,23ほ\*,24い,24ろ,24は,24に,25い,25ろ,25は,26い,26ろ,26は,26に,26ほ,27い,27ろ,27は,27に,28い,28ろ,28は,29い,29ろ,29は,30い,30ろ,30は,30に,30ほ,31い,31ろ,32い,32ろ,32は,33い,33ろ,33は,33に,34い,34ろ,34は,34に, 35い,35ろ,35は,35に,36い,36ろ,36は,36に,36ほ,36へ,37い,37ろ,37は,37に,38い,38ろ,38は,38に\*,38ほ\*,39い\*,39ろ\*,39は\*,40い\*,40ろ\*,41い\*,41ろ,41は,42い,42ろ,42は,42に,43い,43ろ,43は,43に,43ほ,43へ,43と, 43ち,44い,44ろ,44は,45い,45ろ, 43は,43に,43ほ,43へ,43と,43ち,44い,44ろ,44は,45い,45ろ,45は,46い,46ろ,46は,47い,47ろ,47は,48い,48ろ,48は,49い,49ろ,50い,50ろ,50は,50に,51い,51ろ,51は\*,51に\*,52い\*,52は\*,53い,53ろ\*,53は\*,54い\*,54ろ\*,54は,54に\*,55い\*,55ろ\*,55は,55に,55ほ,56い\*,56ろ\*,56は\*,57い,57ろ,57は\*,57に,58い,58ろ\*,59い,59ろ,59は,59に\*,59ほ\*,60い,60ろ,60は,60に,60ほ,61い,61ろ,61は,62い,62ろ,62は,62に,62ほ\*,62へ\*,63い,63ろ,63は,64い,64ろ,65い,65ろ,65は,65に,66い,66ろ,66は,67い,67ろ,67は,68い,68ろ\*,68は,68に\*,68ほ,69い,69ろ,69は,69に,70い,70ろ,71い\*,71ろ\*,71は\*,71に\*,72い,72ろ,73い,73ろ,74い,74ろ,74は,74に,75い,75ろ,75は,75に,76い,76ろ,76は,76に,77い,77ろ,77は,77に,77ほ,78い,78ろ,78は,78に,79い,79ろ,79は,80い\*,80ろ,80は,81い,81ろ,81は,82い,82ろ,82は,83い,83ろ,83は,83に,84い,84ろ,85い,85ろ,86い,86ろ,86は,86に,86ほ,87い\*,87ろ\*,87に,88い,88ろ,88は,89い,89ろ,90い,91い,91ろ,94い,95い,95ろ,95は,96い,96ろ,97い,97ろ,98い,98ろ,98は,99い,99ろ,99は,100い,100ろ,100は,101い\*,101ろ\*,102い\*,103い,103ろ,104い,104ろ,105い,105ろ,106い,106に,106ほ,107い,107ろ,108い\*,108ろ,109い\*,109ろ\*,109は,110ろ,110は,110に,111い,111ろ,111は,112い,112ろ,112は,113い,113ろ,113は,113に\*,114い\*,114ろ,114は,114に,115い,115ろ,115は,116い,116ろ,116は,116に,116ほ,117い,117ろ,117は,117に，117ほ,118い\*,118ろ,119い\*,119ろ,119は,120い,120ろ,121い,121ろ,122い,122ろ\*,123い,123ろ,123は,124い,124ろ,124は,125い,125ろ,125は\*,125に\*,126い\*,126ろ,127い,127ろ,127は,128い,128ろ,128は,129い,129ろ,130い,130ろ,130は,130に,131い,131ろ,131は,132い,133い,133ろ,133は,133に,133ほ,133へ,133と,133ち,134い,134ろ,134は,134に,134ほ,134へ,135い,135ろ,135は,135に,135ほ,135へ,135と,135ち,135り,135ぬ,135る,136い,136ろ,136は,136に,136ほ,136へ,136と, 136ち,136り,136ぬ,136る,136を,137い,137ろ,137は,137に,137ほ,137へ,137と,138い,138ろ,138は,138に,139い,139ろ,139は,139に,139ほ,139へ,139と,140い,140ろ,140は,140に,141い,141ろ,141は,141に,141ほ,141へ,141と,141ち,142い,142ろ,142は,142に,142ほ,142へ,142と,142ち,143い,143ろ,143は,143に,143ほ,143へ,143と,143ち,144い,144ろ,144は,144に,144ほ,144へ,144と,144ち,145い,145ろ,145は,146い,146ろ,146は,146に,146ほ,146へ,146と,146ち,146り,146ぬ,146る,147い,147ろ,147は,147に,147ほ,147へ,147と,148い,148ろ,148は,148に,148ほ,148へ,149い,149ろ,149は,149に,149ほ,149へ,149と,149ち,149り,149ぬ,150は,150に,150ほ\*,150へ,150と,150ち,151い,151ろ,151は,151に\*,151ほ,151へ,151と, 152い,152ろ,52は,152に,152ほ,152へ,152と,153い,153ろ, 153は,153に,153ほ,153へ,153と\*,153ち\*,153り\*,153ぬ,154い\*,154ろ\*,154ほ,154へ, 155い,155ろ,155は,155に,155ほ,155へ,156い, 156ろ,156は,156に,157い\*,157ろ\*,157は,157に,157ほ,157へ,158い,158ろ,158は,158に,158ほ,159い,159ろ,159は,159に,159ほ,160い,160ろ,160は,160に,160ほ,161い,161ろ,161は, 161に,161ほ,161へ,162い,162ろ,162は,162に,162ほ,163い,163ろ,163は,163に,163ほ,163へ,163と,164い,164ろ,164は,164に,164ほ,164へ,164と,164ち,165い,165ろ,165は,165に,165ほ,166い,166ろ,166は,166に,166ほ,166へ,166と,167い,167ろ,167は,167に,167ほ,167へ,167と,167ち,168い,168ろ,168は,168に,168ほ,168へ,168と,168ち,169ろ\*,169は,169に,170ろ\*,170は,170に,170ほ,170へ,170と,170ち,170り,170ぬ,170る,170を,171い,171ろ,171は,171に,171ほ,171へ,172い,172ろ,172は,172に,172ほ,173い,173ろ,173は,173に,173ほ,174い,174ろ,174は,175い | 9,507.78 |

注） \*は該当小班の一部であることを示す。

**【別表２】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積（ha） |
| 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林 | 長伐期施業を推進すべき森林 | 23に\*,23ほ\*,38に\*,38ほ\*,39い\*,39ろ\*,39は\*,40い\*,40ろ\*,41い\*,47ろ\*,47は\*,51は\*,51に\*,52い\*,52ろ,52は\*,53ろ\*,53は\*,54い\*,54ろ\*,54に\*,55い\*,55ろ\*,56い\*,56ろ\*,56は\*,57は\*,58ろ\*,59に\*,59ほ\*,61は\*,62ほ\*,62ヘ\*,68ろ\*,68に\*,71い\*,71ろ\*,71は\*,71に\*,77は\*,77に\*,80い\*,82に,87い\*,87ろ\*,87は,101い\*,101ろ\*,102い\*,102ろ,103い\*,104ろ\*,108い\*,109い\*,109ろ\*,110い,113に\*,114い\*,118い\*,119い\*,122ろ\*,125は\*,125に\*,126い\*,149る,150い,150ろ,150ほ\*,151に\*,153と\*,153ち\*,153り\*,154い\*,154ろ\*,154は,154に,154と,154ち,157い\*,157ろ\*,169い,169ろ\*,170ろ\* | 699.01 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　注） \*は該当小班の一部であることを示す。

　**【別表３】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 公益的機能との重複 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積（ha） |
| 木材生産機能維持増進森林 |  |  | 97は,106ろ,106は | 50.46 |
| 水源養 | 伐期の延長 | 1い,1ろ,1は,1に,1ほ,2い,2ろ,2は,2に,3い,3ろ,3は,3に,3ほ,3ヘ,4い,4ろ,4は,4に,4ほ,5い,5ろ,5は,6い,6ろ,6は,6に,6ほ,6ヘ,6と,7い,7ろ,7は,7に,7ほ,7ヘ,7と,7ち,7り,7ぬ,8い,8ろ,9い,9ろ,9は,9に,9ほ,9ヘ,9と,9ち,9り,10い,10ろ,11い,11ろ,11は,11に,11ほ,11ヘ,11と,11ち,11り,11ぬ,13い,13ろ,13は,13に,13ほ,14い,14ろ,15い,15ろ,15は,15に,16い,16ろ,16は,16に,16ほ,16ヘ,17い,17ろ,17は,17に,17ほ,17ヘ,17と,17ち,17り,18い,18ろ,18は,19い,24い,24ろ,24は,24に,42い,42ろ,42は,42に,47い,47ろ\*,47は\*,48い,48ろ,48は,60い,60ろ,60は,60に,60ほ,61い,61ろ,61は\*,77い,77ろ,77は\*,77に\*,103い\*,103ろ,104い,104ろ\*,116い,116ろ,116は,116に,116ほ,132い | 2,129.46 |
| 山地災害防止/土壌保全 | 長伐期施業を推進すべき森林 | 47ろ\*,47は\*,61は\*,77は\*,77に\*,101い\*,101ろ\*,103い\*,104ろ\* | 86.31 |

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　注） \*は該当小班の一部であることを示す。

　**【別表４】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 公益的機能との重複 | 施業の方法 | 森林の区域 | 面積（ha） |
| 木材生産機能維持増進森林のうち特に効率的な施業が可能な森林 | 水源養 | 伐期の延長 | 1は,3い,3に,3ほ,3へ,4い,4ろ,4は,4に,4ほ,5い,5ろ,5は,6い,6は,6ほ,6へ,6と,7い,7ろ,7は,7に,7ほ,7へ,7と,7ち,7り,7ぬ,8い,9い,9ろ,9は,9に,9ほ,9へ,9と,9り,11ほ,11へ,11と,11ち,11り,11ぬ,13ほ,14ろ,15い,15ろ,15は,15に,16い,16ろ,16に,17ろ,17に,17ほ,17へ,17り,18い,18ろ,24ろ,24は47い,47ろ\*,47は\*,48い,48ろ,48は,60い,60ろ,60は,60に,60ほ,61い,61ろ,61は\*,77い,77ろ,77は\*,77に\*,103い\*,103ろ,104い,104ろ\*,116い,116ろ,116は,116に,116ほ,132い | 1,470.89 |
| 山地災害防止/土壌保全 | 長伐期施業を推進すべき森林 | 47ろ\*,47は\*,61は\*,77は\*,77に\*,103い\*,104ろ\* | 52.75 |

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　注）人工林については、原則として、主伐後には植栽による更新を行うこと。

**第５　委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進**

　　　１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町の私有林は1ha未満の零細所有者が多く、森林所有者の高齢化が進んでいることから、自ら森林を効率的かつ適正に管理することが困難になっています。そこで、森林施業を計画的、効率的に行うため、不在村又は高齢等で森林の管理を行うことができない森林所有者と、意欲ある森林組合等林業事業体との間で森林経営計画を策定することを促進し、持続的な森林経営を推進します。

　　　２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

　　　　　次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

* + 1. 森林組合等林業事業体、NPO法人、林業普及指導員、地域指導者等と連携を図りながら、森林経営計画による森林の施業又は管理の実施等について森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
		2. 森林組合等林業事業体へは森林経営計画の作成に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、経営規模拡大を促進し、林業事業体の基盤の強化を図ります。

　　　３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

　　　　　次のことに留意することとします。

①　森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知すること。

②　森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知すること。

　　　４　森林経営管理制度の活用に関する事項

（１）　森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

（2）経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

**第６　森林施業の共同化の促進**

　　　１　森林施業の共同化の促進に関する方針

当町には小規模森林所有者が多く、森林施業を計画的、効率的に行うためには、森林施業の共同化を図る必要があります。そのために、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、南信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化が効率的であれば検討します。

　　　２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

　　　　①　森林経営計画の作成森林を森林計画図やGIS等で管理することで、森林施業の共同化

が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画

の作成を働きかけます。

②　森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化

が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。

　　　 ③　森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。

④　特定非営利活動法人（NPO法人）等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに適当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

　　　３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

1. 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計

画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととする。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。

② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しない

ことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め

個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

**第７　作業路網その他の森林整備に必要な施設**

　　　１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量等のまとまり等地域の特性に応

じて、環境負荷の低減に配慮し、搬出間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施

業を効果的かつ効率的に実施するため、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」からなる路網

と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

**【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】**　　　　　　　　　　　　　　（単位：ｍ/ha）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 作業システム | 基幹路網密度 | 細部路網密度 | 路網密度 |
| 林道 | 林業専用道 | 小計 | 森林作業道 |
| 緩傾斜地0～15°未満 | 車両系 | 15～20 | 20～30 | 35～50 | 65～200 | 100～250 |
| 中傾斜地15～30°未満 | 車両系 | 15～20 | 10～20 | 25～40 | 50～160 | 75～200 |
| 架線系 | 0～35 | 25～75 |
| 急傾斜地30～35°未満 | 車両系 | 15～20 | 0～5 | 15～25 | 45～125 | 60～150 |
| 架線系 | 0～25 | 15～50 |
| 急峻地35°～ | 架線系 | 5～15 | ― | 5～15 | ― | 5～15 |

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

木材生産機能維持増進森林は、路網整備等推進区域として低コスト林業を実現するために路網整備を推進します。

　　　３　作業路網の整備

　　　　(1)　基幹路網

　　　　　ア　基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

|  |  |
| --- | --- |
| 規格・構造の根拠 | 備　　　　　　　　考 |
| 林道規程 | 昭和48年4月１日48林野道第107号林野庁長官通知 |
| 林業専用道作設指針 | 平成22年8月24日22林整整第602号林野庁長官通知 |
| 長野県林業専用道作設指針 | 平成23年4月15日23信木第39号林務部長通知 |
| 長野県林内路網整備指針 | 平成24年3月23日23信木第542号林務部長通知 |

　　　　　イ　基幹路網の整備計画　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位　延長： m　面積：ha）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開設/拡張 | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 延長及び箇所数 | 利用区域面積 | うち前半5年分 | 対図番号 | 備考 |
| 開設 | 自動車道 | 林道 | 富草 | 庄田山 | 1,000 | 77 | ○ |  |  |
| 和合 | 宮沢 | 1,000 | 252 |  |  |  |
| 和合 | 本谷 | 1,000 | 173 |  |  |  |
| 和合 | 心川 | 2,000 | 235 |  |  |  |
| 新野 | 西峠 | 1,000 | 79 |  |  |  |
| 新野 | 南峠 | 1,500 | 83 |  |  |  |
| 和合 | ブナ沢 | 2,000 | 161 |  |  |  |
| 新野 | 高路沢 | 1,000 | 50 |  |  |  |
|  | 計8路線 | 10,500 |  |  |  |  |
| 拡張（改良） | 自動車道 | 林道 | 和合 | 売木うつぼ | 1,730（11） | 1,319 | ○ |  |  |
| 新野 | 大久那 | 811（4） | 207 | ○ |  |  |
| 富草 | 庄田山 | 500（10） | 77 | ○ |  |  |
| 富草 | 門原 | 460（12） | 121 | ○ |  |  |
| 和合 | 大沢 | 500（8） | 373 | ○ |  |  |
| 新野 | とうじあげ | 200（4） | 56 | ○ |  |  |
| 西條～和合 | 早稲田木曽畑 | 6,007（6） | 364 | ○ |  |  |
| 新野 | 堂の沢線 | 100（1） | 96 | ○ |  |  |
| 富草 | 富草中央 | 1,530（17） | 99 | ○ |  |  |
| 新野 | 浅布 | 200（4） | 163 |  |  |  |
| 南條 | 親田 | 100（2） | 84 |  |  |  |
| 和合 | 日吉金谷 | 100（4） | 78 |  |  |  |
| 和合 | 心川 | 1,500（10） | 235 |  |  |  |
| 新野 | とどめき | 200（3） | 82 |  |  |  |
| 南條 | 和知野 | 500（5） | 42 |  |  |  |
|  | 計15路線 | 14,438 |  |  |  |  |
| 拡張（舗装） | 自動車道 | 林道 | 和合 | 大沢 | 2,000 | 385 |  |  |  |
| 富草 | 庄田山 | 1,000 | 77 | ○ |  |  |
| 富草 | 門原 | 1,000 | 121 | ○ |  |  |
| 新野 | 南峠 | 2,000 | 83 |  |  |  |
| 和合 | 心川 | 1,000 | 235 |  |  |  |
|  | 計5路線 | 7,000 |  |  |  |  |

ウ　基幹路網の維持管理

 基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

 なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

　　　　(2)　細部路網

　　　　　ア　細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路

網づくりを行うこととします。

|  |  |
| --- | --- |
| 規格・構造の根拠 | 備　　　　　　　　考 |
| 森林作業道作設指針 | 平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知 |
| 長野県森林作業道作設指針 | 平成23年８月1日23森推325号林務部長通知 |
| 長野県林内路網整備指針 | 平成24年３月23日23信木第542号林務部長通知 |

　　　イ　細部路網の維持管理

　　　　　　　細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に

記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

**第８　その他**

　　　１　林業に従事する者の養成及び確保

林業に従事する者の養成及び確保については、これまで地域の森林整備を担ってきた農

家林家の減少により林業従事者の確保が困難となっているため、森林組合等林業事業体を

中心に進めることとします。このため、森林組合等林業事業体における雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保及び事業量の安定的確保、生産性の向上、従事者の養成等を総合的に促進するとともにその支援体制の整備に努めます。

また、林業が水源養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密

　　　　にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

併せて森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとします。

　　　２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

森林施業は森林組合を中核とし、素材生産業者等により行われているが、林業機械の導入

が遅れています。

また、林業就労者の減少及び高齢化等で、安定的な労働力確保が困難な状況であることか

ら、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要

不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を推進します。

**【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 作業の種類 | 現状（参考） | 将　　来 |
| 伐　倒造　材集　材 | 町内一円 | チェンソー林内作業車小型集材機 | チェンソーハーベスタプロセッサタワーヤーダフォワーダ |

　　　３　林産物の利用促進のために必要な施設の整備

　　　　　該当なし

**Ⅲ　森林の保護**

**第１　鳥獣害の防止**

　　　１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

　　　（1）区域の設定

　　　　　鳥獣害防止森林区域を別表５に定めます。

　　　（2）鳥獣害の防止方法

　　　　　 森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、忌避剤の「剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

　　　２　その他

　　　　　　鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者等からの情報収集により行います。

　　**【別表５】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | 面積（ha） |
| ニホンジカ | 19、23、40～42、63～65、69、71～74、79～85、107、108、110～116、118、123、127～131、174林班 | 1,692.38 |

**第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護**

　１　森林病害虫の駆除及び予防の方法

（1） 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

* 伐倒駆除
* 薬剤散布等の各種予防事業
* 守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、被害地の更新等について

「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針」により実施します。

　　　（2） カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

フェロモン

防災上あるいは景観上維持すべきナラ類があることから、防除対策等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

（3） スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

（4） カラマツ先枯病の被害防止

苗畑での薬剤防除を徹底し、苗木の感染を予防する、造林地に羅病苗木を持ち込まない、罹

病木を発見した場合は速やかに伐倒し、枝条を焼却処分するといった防除方法を進めます。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

（5） その他の病害虫等の被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）

下表のとおり第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種名 | 現状 | 対策 |
| ニホンジカ | 生息密度が高止まりしている。自然生態系への影響が深刻化している。 | ①管理確保や狩猟の推進②更新箇所における防護柵、単木防護資材、忌避剤による被害の未然防止③立木の剥皮被害防止のためのネット巻等の実施④防護柵による自然環境被害の軽減 |
| イノシシ | 全域に分布している。林産物（きのこ等）の被害がある。 | ①森林環境整備による生息域の確保と緩衝帯整備による棲み分け②加害個体等の捕獲及び狩猟の推進 |

３　林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、役場、学校等にのぼり旗、ポスター等を掲示するほか、広報、テレビ、インターネット等の各種広報媒体を通じて、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

　　火入れを行う場合、森林法第21条に基づき実施しなければなりません。そのため、火入れの許可にあたっては、下記のことに留意します。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 内　　　　　　　容 |
| 火入れの許可申請の必要な範囲 | 森林又は森林に接近している範囲1km以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地（地域森林計画区域外も含む） |
| 火入れの目的 | ア　造林のための地ごしらえイ　開墾準備ウ　害虫駆除エ　焼畑オ　採草地の改良（森林法施行規則第47条第1項） |
| 許可条件 | 期間（7日以内）面積（1件当たり5ha以内）従事者（1haまで15人以上）* + 1haを超える場合は、超える部分の面積1haあたり5人を加えた人数とする。
 |
| 申請方法 | 火入れを行う7日前までに町長に必要書類を提出する。 |
| 申請に必要なもの | ①　火入れ許可申請書②　火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図③　火入れ地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書④　申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し |

**Ⅳ　森林の保健機能の増進**

１　保健機能森林の区域

　　区域設定なし

２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 施　業　の　区　分 | 施　業　の　方　法 |
| 複層林施業 | 択伐複層林施業 | 特定広葉樹育成施業 |
| 植　　栽 | 主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の３を乗じた本数に不足する本数を植栽する。植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。 |
| 間　　伐 | 単層林である場合、Ry0.85以上の森林については、Ryが0.75以下となるよう間伐する。 |  |
| 伐　採 | 林　齢 | 標準伐期齢以上 |
| 方　法 | 伐採率70％以下の伐採 | 天然更新伐採率30％以下の択伐人工植栽伐採率40％以下の択伐 |  |
| 立木材積 | 標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。 | 標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。 | 標準伐期齢における立木材積が確保されること。 |
| 伐採材積が年間成長量(ｶﾒﾗﾙﾀｷｾ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。 |  |  |
| 立木材積は、下層木を除いてRy0.75以上、伐採材積は、Ry0.65以下となるよう伐採する。 |  |

３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

　 該当なし

**Ⅴ　その他森林の整備に必要な事項**

１　森林経営計画の作成

　（1）作成に当たり適切に計画すべき事項

ア　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域における主伐後の植栽

イ　公益的機能別施業森林等の森林整備

ウ　特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

　　　　　 なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

　(2)森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

　　　　　　　　（森林経営計画（区域計画）の要件となる一体整備相当区域）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域名 | 林班 | 区域面積 |
| 新野 | 1～15林班、17～19林班16林班ろ～へ小班い小班2～5、8～27 | 1,681.86 ha |
| 富草・大下条 | 133～175林班122林班ろ小班7～11、13 | 3,108.07 ha |
| 和合1 | 20～100、132林班、16林班い小班1,6,7 | 4,004.30 ha |
| 和合２ | 101～131林班122林班い小班ろ小班1～6、12、14,15 | 1,463.02 ha |

２　生活環境の整備

若者が主体となって実施している催しやイベント等を支援し、出会いや交流の場を増やしま

す。また、未婚・晩婚化への対策を図るとともに、若者定住促進住宅等の環境整備を行い、定住化を目指し、林業従事者の確保にもつなげていきます。

３　森林整備を通じた地域振興

　 森林整備で発生する林地残材をボイラー燃料等に利用する取組みが行われています。資源の活用方法の１つとして有効であり、他の利用方法等についても検討していきます。

４　森林の総合利用の推進

（1）　森林の総合利用施設の整備計画

　　森林のふれあいの場、登山道、遊歩道等の施設整備が必要な場所があれば整備を行い　森林との触れ合いの場を作ることに努めます。

整備には関係補助事業を活用し積極的に推進することとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  施設の種類 | 現状（参考） | 将来 |
| 位置 | 規模 | 位置 | 規模 |
| 未定 |  |  |  |  |

５　住民参加による森林の整備

　(1)　地域住民参加による取組

阿南町における里山林整備の一環として、地区に花木や施肥資材を継続し支給し、町民憲章「自然を愛し水と空気の美しい町にします。」の実現、自然の大切さとふるさとへの愛着心の定着を図ります。

また、町内の小・中学校をはじめとした青少年の心に「緑を愛し育てる心」を養い豊かな人間性を育むため、自然と触れ合えるみどりの少年団の結成を町内の小中学校に働きかけることとします。

　(2)　上下流連携による取組

阿南町の河川は、天竜川の水源として重要な役割を果たしており、豊川水源基金から水源林造成のための助成措置を受けています。そこで、下流の住民団体等に対し、分収造林契約を利用した水源の森林造成に参加してもらうように積極的に働きかけます。

また、近年、天竜川下流域を中心に、森林づくりへ直接参加しようとする気運が高まっていることから、阿南町でもこのような要請に応えるため、森林づくりができる地域を確保する必要があります。そこで、下流域のボランティア団体等から森林作業実施場所についての斡旋依頼があった場合は、町として場所の選定、森林所有者等に対する説明を十分に行う等、斡旋活動に積極的に取り組むこととします。

６　森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととする。

**計画期間内における市町村森林経営管理事業計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域 | 作業種 | 面積 | 備考 |
| （未定） |  |  |  |

７　その他必要な事項

　(1)　町有林の経営に関する事項

阿南町は人工林が中心となった森林を所有しており、人工林については、森林組合に保育、間伐等を委託し実施することとします。

また、阿南町の保安林のうち択伐扱いとなっているものについて、保全を必要とする場合は、公有林化を検討します。

(2） 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

周知の埋蔵文化財包蔵地の位置図は、町教育委員会にて閲覧することができます。当該地において森林施業等を実施する場合には、町教育委員会と調整の上、関係法令に基づき適正に実施されるよう指導します。

　　 　(3)　特用林産物の振興

　　当町の特産品のひとつである乾しいたけは、町内全域において生産が積極的に行われ　ていますが、いずれも個人経営で小規模であり、生産量は減少傾向にあります。今後はほだ木の安定供給、経営の共同化、合理化及び品質の向上を図り、森林組合や農協と連携して販路の拡大に努め生産振興を図ることとします。

また、近年の自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し、利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとします。

【計画策定の経過】

１　森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 意見聴取日 | 意見聴取方法 | 相手方 |
| 令和４年12月23日 | 阿南町役場にて打合せ | 飯伊森林組合　南部支所長　亀割均 和合森林組合長　　　　　　　　村澤博光　他 |
|  |  |  |

　２　公告・縦覧期間

　　　　令和５年　１月３１日　～　令和５年　３月２日

　３　計画書作成担当者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 課・係 | 職 | 氏　　名 | 備　　考 |
| 建設環境課 | 課長 | 小林　博文 |  |
| 建設環境課建設林務係 | 係長 | 勝又　渉 |  |
| 建設環境課建設林務係 | 主事 | 吉澤　太聖 |  |
| 建設環境課建設林務係 | 主事 | 村松　倖介 |  |
| 建設環境課 | 地域林政アドバイザー | 伊東　和彦 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　４　森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　　属 | 課・係 | 職 | 氏　　名 | 備　　考 |
| 南信州地域振興局 | 林務課普及係 | 企画幹兼普及係長 | 逸見　玲子 |  |
| 〃 | 〃 | 主任森林経営専門技術員 | 三石　一彦 |  |

　５　計画の公表計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公表の方法 | 時　期 | 備　　　考 |
| 市町村ホームページ | 計画樹立後1ヶ月以内 |  |
| 広報掲載 | 令和５年4月 |  |
|  |  |  |

**Ⅵ　参考資料**

**１　人口及び就業構造**

(1)　年齢層別人口形態

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年次 | 総　計 | 0～14歳 | 15～64歳 | 65歳以上 |
| 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 |
| 実数（人） | H22年 | 5,455 | 2,576 | 2,879 | 578 | 290 | 288 | 2,696 | 1,402 | 1,294 | 2,180 | 883 | 1,297 |
| H27年 | 4,962 | 2,371 | 2,591 | 482 | 263 | 219 | 2,387 | 1,250 | 1,137 | 2,093 | 858 | 1,235 |
| R2年 | 4,299 | 2,071 | 2,228 | 393 | 211 | 182 | 1,926 | 1,010 | 916 | 1,953 | 843 | 1,110 |
| 構成比（％） | H22年 | 100 | 47 | 53 | 10 | (5) | (5) | 50 | (26) | (23) | 40 | (16) | (24) |
| H27年 | 100 | 48 | 52 | 10 | (5) | (5) | 48 | (25) | (23) | 42 | (17) | (25) |
| R2年 | 100 | 48 | 52 | 9 | （5） | （4） | 45 | （24） | （21） | 45 | （20） | （25） |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（出典：　各年国勢調査　）

(2)　産業部門別就業者数等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：人数（人）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年次 | 総数 | 第1次産業 | 第2次産業 | 第3次産業 | 分類不能 |
| 農業 | 林業 | 漁業 | 小計 |
| 実数（人） | H22年 | 2452 | 374 | 39 | 0 | 413 | 707 | 1327 | 5 |
| H27年 | 2380 | 343 | 31 | 2 | 376 | 651 | 1344 | 9 |
| R2年 | 2,128 | 272 | 27 | 0 | 299 | 574 | 1,229 | 26 |
| 構成比（％） | H22年 | 100 | 15 | 2 |  | 17 | 29 | 54 |  |
| H27年 | 100 | 15 | 1 |  | 16 | 27 | 57 |  |
| R2年 | 100 | 13 | 1 |  | 14 | 27 | 58 |  |

（出典：阿南町HP 産業大分類別就業人口、平成27年度国勢調査）

**２　土地利用**

（単位：ha）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年次 | 総土地面積 | （経営）耕地面積 | 草地面積 | 林野面積 | その他面積 |
| 計 | 田 | 畑 | 樹園地 | 計 | 森林 | 原野 |
|  | 果樹園 | 茶園 | 桑園 |
| 実数（ha） | 3年 | 12,307 | 732 | 401 | 331 |  |  |  |  |  | 10,541 | 10,541 |  | 4,294 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（森林以外の面積は、「ながの県勢要覧令和3年版」の地目別面積による。）

**３　森林転用面積**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年次 | 総数 | 工場・事業場用地 | 住宅・別荘用地 | ゴルフ場・レジャー用地 | 農用地 | 公共用地 | その他 |
| R元年 | - ha | ha | ha | ha | ha | ha | ha |
| R2年 | - ha | ha | ha | ha | ha | ha | ha |
| R3年 | - ha | ha | ha | ha | ha | ha | ha |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（出典：森林計画業務報告）

**４　森林資源の現況等**

　　　所有形態別

(1)　在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年次 | 私有林合計 | 在（市町村）者面積 | 不在（市町村）者面積 | 不明 |
| 計 | 県内 | 県外 | 面積 |
| 実数 ha | R4年 | 9,683.08 | 5,988.31 | 3,532.73 | 2,061.69 | 1,471.04 | 162.04 |
| 構成比（％） | R4年 | 100% | 61.8% | 36.5(100%) | 21.3 (58.4%) | 15.2 (41.6%) | 1.7% |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（出典：R4.9.1森林簿データ）

(2)　保有山林面積規模別林家数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 面積規模 | 林家数 |  |  |  |  |
| ～1ha | 1,151 | 10.01～20ha | 83 | 50.01～100ha | 13 |
| 1.01～5ha | 763 | 20.01～30ha | 30 | 100.01～500ha | 6 |
| 5.01～10ha | 211 | 30.01～50ha | 29 | 500.01ha以上 | 2 |
|  |  |  |  | 総数 | 2,288 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（出典：R4.9.1森林簿データ）

**５　市町村における林業の位置付け**

製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額　　　　　　　　　　　　　　　（H26年現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業所数 | 従事者数（人） | 現金給与総額（万円） |
| 全製造業（A） | 9 | 362 | 126,084 |
| うち木材・木製品製造業（B） | 0 | 0 |  |
| B／A | 0％ | 0％ | 0％ |

（出典：全製造業については工業統計調査）

**６　林産物の生産概況（南信州地域全域）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 素材 | 苗木 | シイタケ | ナメコ | マツタケ | タケノコ | 薪 | 木炭 |
| 生産量 | 30,527 m3 | 10.5千本 | 152,300kg | 48,300㎏ | 15,600kg | 15,600kg | 722m3 | 1,400kg |
| 生産額（百万円） | 277.5 | 1.3 | 146.1 | 18.2 | 323.3 | 2.5 | 21.4 | 3.1 |

（令和３年特用林産物生産統計調査）

（令和３年度苗木得苗調査）

（令和３年度長野県木材統計）

**７　森林経営管理制度による経営管理権の設定状況**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 所在 | 現況（面積 樹種 林齢 材積等） | 経営管理実施権設定の有無 |
|  | （未設定） |  |  |